平成２３年（フ）第１６８号
福島県田村郡三春町字尼ケ谷74番地、前住所福島県郡山市並木１丁目16番地の２
破産者　阿部　誠一
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５号
福島県白河市真舟８番地８　メゾン・リヴィエール103号
破産者　室井　美明
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２７６５号
横浜市中区松影町４丁目14番地６　ロータリーライフ石川町1001号室
破産者　藤平賢二郎
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０８号
横浜市緑区三保町2045番地15
破産者　高橋　秀明
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０号
岐阜県加茂郡白川町黒川790番地
破産者　中山　建三
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６２５号
静岡県島田市船木277番地の１　ルピナスＢ105号室、前住所静岡県島田市船木2260番地の８
破産者　工藤　健吾
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５号
島根県益田市白上町イ1012番地１
破産者　岡崎　澄江
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第３０号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松347番地１　るりハイツ103号
破産者　甲斐　由美
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第９４号
大分県豊後高田市森885－５　森住宅２Ａ２－220、住民票上の住所大分県豊後高田市臼野5573番地
破産者　安永　一美
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８９６号
東京都江東区富岡２－９－12ライオンズマンション富岡八幡504号中川信枝方、開始決定時の住所千葉県市川市中国分５－37－６　中川敦夫方
破産者　大谷　祐司
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
川崎市多摩区登戸1360番地１　ベルビュー向ヶ丘312、前住所川崎市多摩区中野島５丁目16番７－306号
破産者　若杉　典明（旧姓小池）
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
川崎市中原区小杉御殿町１丁目876番地１　アトリエハラ101
破産者　重野　元哉
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
川崎市川崎区大島２丁目14番２号　ハイツスズキ301
破産者　林　　正吾
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
茨城県鉾田市梶山617番地
破産者　郡司常三郎
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
広島県福山市駅家町大字江良581番地４
破産者　切田組こと　切田　幸雄
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２９号
広島県福山市港町１丁目２番11号、破産手続開始決定時の住所広島県福山市明王台５丁目20番19号
破産者　谷本　孝司
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６８０号
北海道河東郡音更町宝来東町南１丁目４番地７、破産開始決定時の住所札幌市中央区南18条西12丁目４番１－403号
破産者　出口　安雄
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部